

奈良県中央卸売市場再整備推進事業
(市場エリア整備事業)

【甲型乙型併用】

共同企業体の構成に関する協定書（案）

令和 8 年 7 月 1 0 日

奈良県

〇〇共同企業体の構成に関する協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 奈良県発注に係る「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）」
(当該事業内容の変更に伴う事業を含む。以下「本事業」という。)
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「当共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、本事業の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業を受注することができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。

(構成企業の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成企業は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表構成企業の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇株式会社を代表構成企業とする。

(代表構成企業の権限)

第7条 当共同企業体の代表構成企業は、本事業の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限

並びに契約代金（前払金及び出来高払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第8条 各構成企業の業務の分担は、次の各号のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（1）1者で実施する業務

〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇業務 〇〇株式会社

（2）複数の者が共同で実施する業務

〇〇業務 〇〇株式会社、〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（共同業務を実施する各構成企業の出資の割合）

第9条 前条第1項第2号に規定する各業務（以下「共同業務」という。）を実施する各構成企業の出資の割合については、別に定めるところによるものとする。ただし、共同業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、共同業務を実施する各構成企業の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、共同業務を実施する構成企業（以下「共同構成員」という。）が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第10条 当共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、本事業の完了にあたるものとする。

2 共同構成員は、共同構成員全員をもって、共同業務ごとに任意の運営委員会を設け、組織及び編成並びに共同業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、共同業務の完了にあたるものとする。

（構成企業の責任）

第11条 各構成企業は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、事業契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

2 各共同構成員は、共同業務の履行及び下請契約その他共同業務の実施に伴い共同構成員が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当共同企業体の名称を冠した代表構成企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成企業の必要経費の分配)

第13条 構成企業はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 本事業履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成企業の分担額を決定するものとする。

(構成企業の相互間の責任の分担)

第15条 構成企業がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成企業がこれを負担するものとする。

2 構成企業が他の構成企業に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成企業が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する当共同企業体の責任を免れるものではない。

(決算)

第16条 共同構成員は、共同業務の履行の都度当該共同業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第17条 決算の結果利益を生じた場合には、第9条に規定する出資の割合により共同構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第18条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第9条に規定する割合により共同構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第19条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成企業の脱退)

第20条 構成企業（共同構成員を除く。次条において同じ。）は、当共同企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成企業の破産又は解散に対する処置)

第21条 構成企業のうちいずれかが本事業の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成企業が共同連帯して当該構成企業の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(共同業務途中における共同構成員の脱退に対する措置)

第22条 共同構成員は、発注者及び構成企業全員の承認がなければ、共同業務を完了する日までは脱退することができない。

2 共同構成員のうち共同業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存共同構成員が共同連帯して共同業務を完了する。

3 第1項の規定により共同構成員のうち脱退した者があるときは、残存共同構成員の出資の割合は、脱退共同構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存共同構成員が有している出資の割合により分割し、これを第9条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した共同構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した共同構成員の出資金から共同構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退共同構成員には利益金の配当は行わない。

(共同構成員の除名)

第23条 当共同企業体は、共同構成員のうちいずれかが、共同業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成企業全員の承認により当該共同構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した共同構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により共同構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(共同業務途中における共同構成員の破産又は解散に対する処置)

第24条 共同構成員のうちいずれかが共同業務途中において破産又は解散した場合においては、第22条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成企業の変更)

第25条 代表構成企業が第22条若しくは第23条により、脱退し若しくは除名された場合又は第24条により、代表構成企業としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成企業に代えて、発注者及び他の構成企業全員の承認により残存構成企業のうちいずれかを代表構成企業とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第26条 当共同企業体が解散した後においても、本事業につき契約不適合があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第27条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[以下本頁余白]

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇共同企業体の構成に関する協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成企業が記名押印し、1通を発注者が、その他各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇共同企業体の構成に関する協定書第8条に基づく協定書

奈良県発注に係る下記事業については、〇〇共同企業体の構成に関する協定書第8条の規定により、当共同企業体構成企業が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

1. 事業名

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

2. 分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

（1）1者で実施する業務

〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

（2）複数の者が共同で実施する業務

〇〇業務 〇〇株式会社、〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成企業が記名押印し、1通を発注者が、その他各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇共同企業体

代表構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇共同企業体の構成に関する協定書第9条に基づく協定書

奈良県発注に係る下記事業については、〇〇共同企業体の構成に関する協定書第9条の規定により、共同業務を実施する各構成企業の出資の割合を次のとおり定める。

記

1. 事業名

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

2. 出資割合

(1) 〇〇業務に関する出資の割合

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成企業が記名押印し、1通を発注者が、その他各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇共同企業体

代表構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

構成企業 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇印